

令和 6 年度第 5 回庁議提案 審議・報告・その他

提 出 日：令和 6 年 6 月 4 日

担当部・課：保健福祉部こども家庭センター〔内線 2 5 5 5〕

① 件 名
こども家庭センターにおける一体的な相談支援業務の実施について
② 施策等を必要とする背景及び目的（理由）
【背景】 これまで本市において実施してきた、妊産婦や子育て世代を支援する母子保健機能業務については、国の利用者支援事業実施要綱に定める事業類型の母子保健型に基づくものであったが、児童福祉法等の一部を改正する法律が令和 6 年 4 月 1 日に施行され、こども家庭センターの設置が市町村の努力義務とされたことに伴い、事業類型の母子保健型がこども家庭センター型に改められた。 これにより、従来、健康推進課が担ってきた母子保健機能と、総合相談センターが担ってきた子育てに困難を抱える家庭等を支援する児童福祉機能を維持しつつ、両機能の切れ目のない一体的な相談支援業務をこども家庭センターが担うこととなった。 【目的】 相談支援業務の強化を図るため、石巻市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱の一部を改正し、母子保健と児童福祉の両機能の相談支援業務を一体的に実施するもの。
③ 根拠法令及び総合計画又は個別計画との整合性
【根拠法令】 児童福祉法等の一部を改正する法律（令和 4 年法律第 6 6 号） 母子保健法（昭和 4 0 年法律第 1 4 1 号） 児童福祉法（昭和 2 2 年法律第 1 6 4 号） 【総合計画との整合性 総合計画の位置付け：有・無】 第 3 章 共に支え合い誰もが生きがいを持ち自分らしく健康に暮らせるまち 第 1 節 安心して妊娠・出産・子育てができる環境の充実 1 妊娠から出産、子育て期における切れ目のない支援を行う
④ 提案に至るまでの経過（市民参加の有無とその内容を含む。）
平成 2 7 年 6 月 石巻市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱制定 令和 4 年 6 月 児童福祉法等の一部改正 6 年 3 月 こども家庭センターガイドライン（こども家庭庁通知） こども家庭庁及び文部科学省より利用者支援事業の実施について通知 4 月 石巻市子ども・子育て利用者支援事業実施要綱一部改正 （令和 6 年 4 月 1 日遡及適用） 5 月 令和 6 年度補正予算裁定
⑤ 主な内容
こども家庭センターにおいて、以下の一体的支援業務を実施する。 ・子育てに困難を抱える家庭等の相談業務と関係機関との連絡調整 ・支援の必要な方へのサポートプランの作成 ・サポートプランの作成に係る合同ケース会議の開催 ※母子保健機能の業務は健康推進課及び各総合支所市民福祉課が、児童福祉機能の業務は総合相談センターが従来どおり実施する。
⑥ 実施した場合の影響・効果（財源措置及び複数年のコスト計算を含む。）
【影響・効果】 不安や困難を抱える妊産婦、子育て世代、こどもに対し、市や関係団体が課題解決に向けた継続的な支援を一体的に届けることで、多様な家庭環境等に関する支援体制の充実・強化が図られる。

【市財政への負担】	
令和6年度子ども・子育て利用者支援事業	282千円
（内訳）旅費	59千円
需用費	210千円
通信運搬費	13千円
（財源）	
令和6年度子ども・子育て支援事業費補助金（国2/3、県1/6）	235千円
一般財源	47千円
⑦ 他の自治体の政策との比較検討	
県内35自治体中、多賀城市、登米市、栗原市、東松島市など、こども家庭センターを設置する19自治体も令和6年4月に要綱の改正と一体的な相談支援業務を行う。	
⑧ 今後の予定及び施行予定年月日	
令和6年6月 市議会第2回定例会に関係補正予算案について提案	
⑨ その他	